

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者養成講習会 講習・試験免除適応コース

アスレティックトレーナーコース申請基準

2022年カリキュラム

1. アスレティックトレーナーコースについて

公益財団法人日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)公認スポーツ指導者制度に定める講習・試験免除適応コース(以下「免除適応コース」という。)のうち、アスレティックトレーナーコース(以下「ATコース」という。)の承認については、次に掲げる学校のうち、所定のカリキュラムと同等の教育課程を設定しているとJSPO指導者育成委員会が承認した学校に対して行われるものである。

「学校教育法に基づく大学(大学院を含む)、短期大学、専修学校とする。但し、専修学校の場合は2年以上の専門課程とする。」

2. 申請に関する事項

- (1) ATコースを申請しようとする学校は、「免除適応コース申請書」(以下「申請書」という。)を、JSPOが定める期日までにJSPOに提出すること。
- (2) 申請書の提出にあたっては、所定の様式に学校名、学部名及び学科名等(コース、課程等を含む)、申請するコースを詳細に記載すること。
- (3) ATコースの申請にあたっては、「共通科目Ⅲコース」についても併せて申請すること。  
但し、大学院にあっては、コースを履修する全学生が以下に記載するいずれかの条件を満たす場合、「共通科目Ⅲコース」の申請を免除する。
  - ① 入学時点で共通科目Ⅲの受講が免除される何らかの条件を満たしている場合
  - ② 当該大学院を置く大学の「共通科目Ⅲコース」の履修により「共通科目Ⅲコース」を修了することが可能な場合
- (4) ATコースの申請書の提出後、JSPO指導者育成委員会アスレティックトレーナー部会(以下「JSPO-AT部会」という。)は、必要に応じて申請した学校(以下「申請校」という。)における指導状況や施設及び設備等に関する調査を実施することとし、申請校は必要な対応を講ずること。

3. 教育に関する事項

- (1) 申請校は、ATコースを履修する学生が公認アスレティックトレーナー(以下「JSPO-AT」という。)として求められる専門的な知識と技術を身につけることのできるATコースカリキュラムの実施に必要な教員及び事務職員等からなる教育実施組織を編制すること。
- (2) ATコースの教員は、別表の講師基準を満たす者であって、教育内容に関し相応の知識及び経験を有する者、又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者を指し、JSPO-AT部会が認める者とする。
- (3) 申請校は、ATコースとしての承認を希望する年度の全ての期間において、専らATコースの管理の任にあたる者として、「アスレティックトレーナー専任教員」(以下「AT専任教員」という。)を「5. アスレティックトレーナー専任教員に関する事項」において定める人数に基づき配置すること。

4. 承認に関する事項

- (1) 申請校からの申請書を受理後、JSPO-AT部会の審議を経て、JSPO指導者育成委員会がATコースとして承認する学校(以下「承認校」という。)を決定する。
- (2) 承認校は、承認校としての決定後に申請内容に変更が生じた場合、JSPOへ届出をし、JSPO指導者育成委員会の承認を得ること。
- (3) 承認校がATコースとして学部・学科等を新設する際は、承認を受けているコースとは別コースとして申請し承認を得ること。

- (4) 承認校が受け入れ可能な学生数の上限は、「5. アスレティックトレーナー専任教員に関する事項」において定めるとおりとする。
- (5) 承認校が承認を受けた翌年度も申請書を提出する場合(以下「継続申請」という)、申請書を受理後、JSPO-AT部会は、必要に応じて承認校における指導状況や施設及び設備等に関する調査を実施することとし、承認校は必要な対応を講ずること。

## 5. アスレティックトレーナー専任教員に関する事項

- (1) AT専任教員は、大学院(修士または博士課程)を修了(修士課程の場合の満期退学は対象外とする)し、JSPOが開催するAT専任教員講習会を修了した者で、ATコースとして承認された年度の全ての期間において、以下に記載する全ての事項を満たしている者とする。  
但し、旧カリキュラムでの承認時にAT専任教員であった者で大学院(修士または博士課程)修了の条件を満たさない者については、別に定める研究実績および教育実績をもって代替することができる。
  - ① 承認校に専任(常勤)の教員として雇用されている
  - ② JSPO-ATとして認定されている
- (2) AT専任教員講習会の受講対象者は、以下に記載する全ての条件を満たす者とする。  
なお、以下②については、前項但し書きの内容を適用する。また、その他の条件等については、各講習会の開催要項において定める。
  - ① 申請校に専任(常勤)の教員として雇用されている、あるいは、ATコースとして申請する年度に専任(常勤)の教員として雇用予定である
  - ② 講習会申込時点で大学院(修士または博士課程)を修了(修士課程の場合は、満期退学は認めない)している、あるいは、ATコースとして申請する年度までに修了見込みである
  - ③ 講習会開催日直前の4月1日又は10月1日時点でJSPO-ATとしての認定期間が5年以上でスポーツ現場における活動経験が3年以上である
  - ④ 講習会申込時点でJSPO-ATとして認定されており、ATコースとして申請する年度の全ての期間において認定される見込みがある
- (3) AT専任教員は、上記(1)の内容の他、JSPO-AT資格有効期限の6か月前までに合計20単位以上(必須単位を含む)を取得することでAT専任教員を継続できる。なお、取得単位数の合計が10単位以上(必須単位を含む)、20単位未満の場合はJSPO-AT資格の更新登録要件のみ満たすこととなる。ただし、AT専任教員講習会修了時点でJSPO-AT資格の有効期限までの期間が4年未満の場合は、同様にJSPO-ATの更新登録要件を満たすことでAT専任教員を継続できる。(別紙:アスレティックトレーナー更新登録要件参照)
- (4) AT専任教員講習会修了時点でJSPO-AT資格有効期限までの期間が4年未満の場合、JSPO-ATの更新登録要件を満たすことでAT専任教員を継続できる。
- (5) 上記(3)によりAT専任教員を継続できない者が再びAT専任教員としての資格を得るためには、AT専任教員講習会を改めて修了し上記(1)に記載する全ての事項を満たすこと。
- (6) 承認校は、以下に記載する事項を満たしたAT専任教員を少なくとも1名配置すること。  
なお、同一の者でも別の者でも可とする。
  - ① 現場実習指導者説明会の参加者(現場実習指導者)
  - ② 実技確認テスト検定員説明会の参加者(実技確認テスト検定員)
- (7) 承認校は、JSPOが開催するAT専任教員ミーティングに、毎年1名以上のAT専任教員を参加させること。
- (8) ATコースの申請にあたっては、申請書とともに、AT専任教員の個票(経歴等含む)を提出すること。
- (9) 承認校に配置すべきAT専任教員の最低人数は、現場実習を経てAT専門科目の実技確認テストを受験する学生の一学年あたりの見込人数に応じて、60名以内の場合は1名、61名以上の場合はその超える数が40名を増すごとに1名を加えた人数とする。

## 6. 授業に関する事項

- (1) 共通科目課程と合わせ(「共通科目Ⅲコース」の申請が免除された大学院は除く)、専門基礎科目から専門科目の順に学ぶことが望ましい。
- (2) 専門科目過程の教育の時間数は、現場実習を除く600時間以上とする。  
授業時数を換算する場合の計算方法は、学校教育法、大学設置基準及び専修学校設置基準等によるものとする。
- (3) 単位認定については各学校にて単位が付与できる方法にて実施することを認める。

## 7. 現場実習に関する事項 (別紙:現場実習チェックシート参照)

- (1) 承認校は、学生が当該承認校の在籍期間内に現場実習の機会を確保すること。
- (2) 承認校は、JSPO-AT養成講習会専門科目カリキュラムの一環として、以下に基づいて現場実習を実施すること。
  - ① 「6)環境に応じた実習」を除くすべての項目を修得するため、以下の内容をそれぞれの時間数以上、合計で180時間(実時間数)以上実施すること。
    - 1)JSPO-ATの役割(10時間)、2)安全・健康管理およびスポーツ外傷・障害の予防(40時間)、3)コンディショニング(50時間)、4)リコンディショニング(45時間)、5)救急対応(35時間)、6)環境に応じた実習
  - ② 「見学実習」の後、「総合実習」を行うことが望ましい。「総合実習」は、「総合実習(経験)」の後、「総合実習(実践)」を行うこと。「見学実習」は30時間以上、「総合実習」は150時間以上行うこと。
  - ③ 申請できる一日の実習時間及び一週あたりの日数は、一日3時間以内、週5日間までとすること。
  - ④ 合宿や遠征等長期にわたる現場実習については、一日6時間以内で連続して最長5日間までとし、年間2回までを原則とすること。
  - ⑤ イベント・大会等の帯同における実習については、一日6時間以内で年間5日までを原則とすること。
  - ⑥ 現場実習指導者が帯同しない合宿、試合は現場実習として認めない。
- (3) 承認校は、6月末までに毎年当該年度分の「現場実習計画書」を、3月末までに「現場実習報告書」をJSPOへ提出すること。
- (4) 現場実習の指導が行える現場実習指導者は、別途実施する現場実習指導者説明会を受講し修了した者とし、同年度において1名の現場実習指導者が指導できる実習生の総数は次の通りとする。  
但し、「見学実習」についてはこの限りでない。
  - ・ AT専任教員(現場実習指導者説明会修了者):36名以内
  - ・ JSPO-AT現場実習指導者:24名以内
- (5) 現場実習は、承認校に入学した年度から有効とする。また、現場実習は年間授業計画の進行状況に応じて実施することが望ましい。  
なお、現場実習は、実技確認テストを受験するまでに修了することが望ましく、公認AT専門科目検定試験の申込時までには必ず修了するものとする。公認AT専門科目検定試験申込時に、必要事項が記載された「現場実習チェックシート」を提出しなければ受験資格を得ることができない。
- (6) AT専任教員は、実習生に個人情報の取り扱いやプレーヤー等のプライバシーに関する教育を行うこと。また、AT専任教員及びJSPO-AT現場実習指導者は、実習生が実習中に知り得た実習現場となる施設や管轄する団体・組織等(以下「実習先」という。)やプレーヤー、アントラージュ等に関する情報を、実習先及び当事者等の許可なく発表、公開、漏洩、利用しないことを実習生に指導すること。  
なお、承認校は、実習先と委託契約を締結する際、守秘義務に関する内容を含めること。
- (7) 承認校は、事前に作成した実習要項・現場実習チェックシート・実習生が記録した内容(ポートフォリオ)等に基づき、実習生の知識・技能、思考・態度を評価すること。現場実習における各実習項目の評価基準は、ルーブリックを基準とする。

(8) JSPOは、承認校において、在学生の内、現場実習を2年の間1名も実施する者がいない場合には、その後のATコースの承認を取り消すことがある。

#### 8. 実技確認テストに関する事項(別紙:実技確認テスト実施要項参照)

(1) 承認校は、学生が当該承認校の在籍期間内に実技確認テストを受験する機会を確保すること。

なお、学生の受験資格は、当該承認校の在籍者ではなくなった時点で喪失する。

(2) 実技確認テストは、受験者1名に対して2名の検定員と1名のプレーヤー役で対応すること。

検定員・プレーヤー役の条件は、別に定める。

なお、検定員2名のうち1名は当該承認校のAT専任教員とし、もう1名の検定員は、次に該当しない者とする。

- 当該承認校のAT専任教員
- 当該承認校のATコース科目別講師
- 実技確認テストの受験者を指導した現場実習指導者
- その他JSPOが適当ではないと認める者

(3) 実技確認テストに合格した学生は、公認AT専門科目検定試験の受験資格を得ることができる。

(4) 当日の再テストを含めて不合格となり、後日改めて実技確認テストを受験する学生は、受験日から最低27日間の間隔を空けなければならない。なお、学生は当該承認校の在籍期間内に限り再受験を可能とし、受験回数に制限を設けない。

(5) 承認校は、実技確認テスト実施前に当該回分の「実技確認テスト実施申請書」を、実技確認テスト実施後に当該回分の「実技確認テスト実施報告書」をJSPOへ提出すること。

なお、受験者数や検定員の都合等により1日での実施が難しく、連続する複数日や一定期間内の断続的な複数日で実施する場合は、1回分として提出すること。再テストは実技確認テスト当日に実施できるものとする。

#### 9. 施設及び設備等に関する事項

ATコースを申請しようとする学校は、JSPO-ATの教育に必要な次の施設、設備等を備えるよう努めること。

但し、教育上必要な施設、機械器具、備品、図書及びその他の設備(別添参照)については各校必ず設置することとし、設置が確認できない場合は、新規申請及び継続申請を承認しないものとする。

なお、施設、設備の個数、広さ、種類等については、規定しないものとする。

(1) JSPO-ATの教育に必要な教室・実技実習室等の施設

(2) JSPO-ATの教育に必要な機械器具、標本、模型、図書及びその他必要な備品

#### 10. 附則

この基準は、JSPO-AT部会の決定により変更することができる。

(1) 平成23年2月16日改定、平成24年4月1日施行

(2) 平成23年4月1日改定

(3) 平成25年5月21日改定、平成26年4月1日施行

(4) 平成26年10月28日改定

(5) 平成29年6月8日改定

(6) 平成30年4月1日改定

(7) 令和5年4月1日改定

(8) 令和5年9月27日改定

(9) 令和5年11月15日改定

「5. アスレティックトレーナー専任教員に関する事項」の(4)で定めるAT専任教員に求めるJSPO-AT資格

更新時に必要な更新研修の単位数に関する内容は、JSPO-AT資格の更新研修の単位に関する内容の改定後に適用することとし、当該改定に伴う移行措置等に基づくものとする。

(10) 令和6年10月25日改定

(11) 令和8年4月16日改定

【別紙】研究実績について

以下条件①～⑤のいずれかを満たす場合、研究実績を有する者として認める。

条件①	対象学会の学術集会の招待講演(基調、教育、特別等)またはシンポジスト等で講演した実績がある者。
条件②	対象学会の学術集会において筆頭演者として研究発表(実践報告、症例報告を含む)をした実績がある者。
条件③	対象学会の学会誌に筆頭著者として論文が掲載された実績がある者。
条件④	対象学会の学会誌以外の学会や研究会、あるいは関連分野の雑誌や書籍への執筆実績がある者のうち、JSPOが認めた者。
条件⑤	対象学会の学術大会へ過去3年間で複数回の参加歴があり、JSPOが認めた者。

※条件①～④については、2007年以降の実績に限る。

【対象学会】

- ・ 日本アスレティックトレーニング学会
- ・ 日本体力医学会
- ・ 日本体育・スポーツ・健康学会
- ・ 日本バイオメカニクス学会
- ・ 日本臨床バイオメカニクス学会
- ・ 日本整形外科スポーツ医学会
- ・ 日本トレーニング科学会
- ・ 日本臨床スポーツ医学会
- ・ その他、JSPOが認める学会